

平成26年経済センサス-基礎調査・商業統計調査にご協力をお願いします

あなたの回答が、日本経済の力になる！

7月1日を基準日として、「平成26年経済センサス-基礎調査」及び「平成26年商業統計調査」を実施します。

経済センサス-基礎調査は、事業所及び企業の基本構造を明らかにするとともに、各種統計調査を正確に行うために必要な事業所等の基礎情報を整備することを目的とした調査です。

商業統計調査は、商業の実態を明らかにし、関連施策の基礎資料を得ることを目的とした調査です。

今回は、事業所等における記入負担の軽減など、効率的かつ円滑に調査を行うため、2つの調査を一体的に実施します。

なお、調査にあたっては、調査員証を携行した調査員が、6月中旬から調査票を配布します。回答方法は、調査票を調査員に提出する方法のほか、インターネットを使用しての回答もできます(回答期限7月7日)。パソコンの操作方法は、オンライン調査利用ガイドをご覧ください。コールセンターにお問い合わせください。

【経済センサス-基礎調査・商業統計調査コールセンター】

電話番号 ☎0120-0701-70 (無料)
※IP電話などからの場合
☎050-3786-5939 (有料)

受付期間 7月31日(木)まで
受付時間 9:00~20:00

問 本庁 総務課情報・統計G ☎52-1111 内線318

平成26年全国消費実態調査にご協力をお願いします

今を知り 明日をみつめる 暮らしの統計

9月から11月の3か月間にわたり、平成26年全国消費実態調査を実施します。この調査は、5年ごとに全国的に行われ、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、家計の構造を「所得」「消費」「資産」の3つの側面からバランスよくとらえることを目的としています。

調査結果は、国や県の各種行政施策や、税金・年金・医療制度の改定などの貴重な資料となります。

調査にあたっては、調査員証を携行した調査員が、7月から対象世帯を訪問しますので、調査へのご協力をお願いします。

○調査対象地区 八田地区の一部、野口平地区の一部

【総務省ホームページ/全国消費実態調査】

H・P <http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/index.htm>

問 本庁 総務課情報・統計G ☎52-1111 内線318

家族介護慰労金について

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図るため、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

以下の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は最寄りの担当窓口で申請手続きを行ってください。(個人へのお知らせは特に行いませんのでご注意ください)

提出された申請書の内容を審査し、11月までには申請者全員に対し結果を通知します。

○主な支給条件

- ① 重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ② 重度要介護高齢者が市民税非課税であること
- ③ 病院への入院や施設等への入所(短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む)の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと
- ④ 要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること(平成25年12月31日現在で同等の認定を受けていること)
- ⑤ 重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

○基準日 平成26年6月30日

○対象期間 平成25年7月1日~平成26年6月30日までの1年間

○受付期間 7月1日(火)~31日(木)

○慰労金の額 12万円または6万円

※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

■重度要介護高齢者

市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている、またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税である方。

■介護者

市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方。

問 本庁 介護高齢課介護・高齢者福祉課G

☎52-1111 内線175

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表)

美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表)

御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)